

薬局が行う居宅療養管理指導とは
～重要事項説明～

介護保険の実施に伴い、薬剤師も居宅介護のお手伝いができるようになりました。
医療・福祉機関と連携して最適な介護のために役立てていきます。

＜居宅療養管理指導とはこんなシステムです＞

- 薬剤の種類や飲み方、管理方法等を説明し、副作用、相互作用等をチェックします。
歩行や食事、睡眠などへの影響を確認し、結果を医師に報告します。
- 必要に応じて、看護師やヘルパー、ケアマネなどと連携を図り、介護プランへの支援をお手伝いさせていただきます。
- 残薬管理も行っており、お薬が切れないよう、医師、看護師、ヘルパー等と連携を取っています。
- その他、至急対応も随時行っており、風邪薬等の臨時薬が処方された時には、至急対応を心掛けております。
- その他、薬剤に関する質問や介護用品、福祉用具等のご相談にも応じています。

＜お薬が届くまでの流れ＞

訪問診療→処方箋発行→お薬配達

＜当事業者の介護保険の取扱い＞

1. 提供するサービスの種類 居宅療養管理指導

2. 営業日及び営業時間

各店舗のページを確認ください。

3. 利用料金

サービスの利用料は、介護保険制度の規定により以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

・薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ1（同一建物居住者以外）

1割負担	518円
2割負担	1,036円
3割負担	1,554円

・薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ3（同一建物居住者）

（単一建物居住者が2～9人）

1割負担	379円
2割負担	758円
3割負担	1,137円

（単一建物居住者が10人以上）

1割負担	342円
2割負担	684円
3割負担	1,026円

※月4回を限度。ただし、末期の悪性腫瘍の者又は中心静脈栄養を受けている者は1週に2回、かつ月8回を限度とする。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回につき100円～300円が①に加算されます。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代と薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の再診の利用料を適用日より算定します。

居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。